

佐賀県告示第 213 号

佐賀県木材業者及び製材業者登録条例（昭和 27 年佐賀県条例第 52 号）第 8 条第 2 項の規定により、令和 5 年度木材業者及び製材業者の登録事項を次のとおり変更した。

令和 5 年 10 月 13 日

佐賀県知事 山 口 祥 義

木材業者					
登録番号	登録年月日	住所又は所在地		氏名又は名称	代表者氏名
佐木佐第4号	令和5年8月28日	変更前	佐賀市本庄町大字本庄530番地1	株式会社山口新建木材センター	代表取締役 山口 誠二
		変更後	〃	〃	代表取締役 山口 誠一郎

製材業者					
登録番号	登録年月日	住所又は所在地		氏名又は名称	代表者氏名
佐製佐第2号	令和5年8月28日	変更前	佐賀市本庄町大字本庄530番地1	株式会社山口新建木材センター	代表取締役 山口 誠二
		変更後	〃	〃	代表取締役 山口 誠一郎